

## 母子父子寡婦福祉資金のお知らせ

- 貸付を受けられる方は
  - 1 20歳未満の児童を扶養している、配偶者のない女子又は男子
  - 2 20歳未満の父母のいない児童
  - 3 かつて母子家庭の母であった方(現在、児童が20歳以上になっている方)
  - 4 40歳以上の配偶者のない女子であつて、現に児童を扶養していない方
- 所得による貸付の制限  
40歳以上の配偶者のいない女子及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、前年度の所得額が2,036,000円を超えるときは、原則として貸付は受けられません。
- 貸付申請の手続き(申請に必要な書類等)
  - 1 共通する添付書類
    - (1) 申請書
    - (2) 申請者及び児童又は子の戸籍謄本と住民票(世帯全員の本籍と続柄あり)の写し
    - (3) 母子福祉資金等借受資格証明(様式第2号)、寡婦福祉資金借受資格証明(様式第3号)又は配偶者のない女子、男子であることが確認できる書類(児童扶養手当証書の写し可)
    - (4) 保証書(様式第4号)
    - (5) 申請者が児童の場合→貸付申請同意書(様式第5号)
  - 2 資金の種類により、下記一覧表の「添付書類」欄に記載されている書類
  - 3 子のない寡婦については、前年の所得を証明する書類
  - 4 その他、沿岸広域振興局長が必要と認める書類
- 連帯保証人(次の要件を備えている連帯保証人が必要です。)
  - 1 独立して生計を営み、申請者より収入が高いこと。
  - 2 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の沿岸広域振興局管内に居住していること。
  - 3 60歳未満の親族であること。
- 償還金(納付書払い又は口座振替)
  - 年賦、半年賦、月賦のいずれかの償還方法を選ぶことができます。
- 問合せ先  
市町村福祉担当課又は大船渡保健福祉環境センターにお問合せください。

【母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表】

(平成31年4月1日現在)

資金名	貸付対象等	学校種別		貸付金額の限度(月額) [円]					貸付期間	就学期間中	
				1年	2年	3年	4年	5年			
修学	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子  高等学校、大学、高等 専門学校又は専修学 校に就学させるための 授業料、書籍代、交通 費等に必要資金	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			据置期間	当該学校卒業後 6ヶ月間
				自宅外通学	34,500	34,500	34,500				
			私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000				
				自宅外通学	52,500	52,500	52,500				
		高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	償還期間	据置期間経過後 20年以内 ※専修学校の一般課程 は5年以内
				自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500		
			私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500		
				自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000		
		短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				利子	無利子
				自宅外通学	76,500	76,500					
			私立	自宅通学	79,500	79,500					
				自宅外通学	90,000	90,000					
		大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500		添付書類	入学決定通知書 又は在学証明書 ※専修学校の場合、学 校案内等の写しが必要 な場合があります
				自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500			
私立	自宅通学		81,000	81,000	81,000	81,000					
	自宅外通学		96,000	96,000	96,000	96,000					
大学院	修士課程		132,000	132,000							
	博士課程		183,000	183,000	183,000						
専修学校(一般課程)			48,000	48,000							

[母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表]

資金名	貸付対象等		貸付金額の限度 [円]		貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利子	添付書類
修業	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職する ために必要な知識技能を 修得するのに必要な資金	月額(一般) 68,000		習得期間中5年以 内 一括貸付	習得期間満了後 1年間	据置期間経過 後20年以内	無利子	技能習得先で発行する在籍証 明書
			自動車運転免許習得の場合 (特別) 460,000						教習所の見積書 高校の教習所入校許可証
就職支度	母又は父 児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要 な被服、履物等及び通勤 用自動車を購入する資金	(一般) 100,000		一括貸付	貸付の日から 1年間	据置期間経過 後6年以内	無利子	就職決定通知書の写し又は就 職を証明する書類
			通勤のための自動車購入費用を含めた場合 (特別) 330,000						
就学支度	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要 な被服等の購入等に必要 な資金	小学校	63,100	一括貸付	中学校卒業後 修学終了後 6ヶ月間	据置期間経過 後10年以内	無利子	所得税の非課税証明書
			中学校	79,500					
			高校、高専、専修 (高等、一般課程)	自宅					150,000
				自宅外					160,000
			私立の高校、高 専、専修(高等課 程)	自宅					410,000
				自宅外					420,000
			大学、短大、専修 (専門課程)	自宅					580,000
				自宅外					590,000
			大学院	国公立					380,000
				私立					590,000
			修業施設 (中卒の場合)	自宅					75,000
				自宅外					85,000
修業施設 (高卒の場合)	自宅	272,000							
	自宅外	282,000							
						※専修学校の 一般課程5年		入学決定通知書の写し若しくは 入学を証明する書類	
						修業施設 据置期間経過 後5年以内			

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金には上記以外に、事業関係、生活、医療、住宅等の資金がありますが、今回は児童生徒の進路に関わる資金を抜粋してご案内いたします。

[担当]  
大船渡保健福祉環境センター  
管理福祉課 新沼 熊井  
Tel.0192-27-9913(内246 214)